

指定文化財等の保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。),岡山県文化財保護条例(昭和50年岡山県条例第64号。以下「県条例」という。)又は岡山市文化財保護条例(昭和51年条例第64号。以下「市条例」という。)の規定により指定又は選定された岡山市内に存在する文化財(以下「指定文化財等」という。)の保存及び管理の適正並びにその活用を図り,もって文化財保護の充実に資することを目的として,予算の範囲内において指定文化財等の保存事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし,その交付に関しては,この要綱に定めるもののほか,岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は,法,県条例,市条例及び規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は,次のとおりとする。

- (1) 指定文化財等を保存するための修理又は修繕に関する事業
- (2) 防災施設及び保存施設の整備に関する事業
- (3) 指定文化財等を保存するための調査及び保存整備事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は,指定文化財等の所有者及び認定保持者並びに指定文化財等の保存団体(国,岡山県及び岡山市を除く。)とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は,次の各号に掲げる指定文化財等の区分ごとに,当該各号に定める額とする。

- (1) 市条例に基づく指定文化財等の場合 補助事業に要する経費の2分の1の額。ただし,補助事業者の財産状況によっては10分の8の額を限度として補助金を交付する

ことができる。

(2) 県条例に基づく指定文化財等の場合（岡山県教育委員会の補助事業として実施するものに限る。）補助事業に要する経費から県費補助額（補助率が2分の1に満たない場合にあっては補助事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額とする。以下次号において同じ。）を除いた額に2分の1を乗じて得た額

(3) 法に基づく指定文化財等の場合（文化庁の補助事業として実施するものに限る。）補助対象事業費のうち国庫補助額（補助率が2分の1に満たない場合にあっては補助事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額とする。以下次号において同じ。）を除いた額に2分の1を乗じて得た額

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定文化財等に係る保存活動事業に対する補助金の額は、保存団体が保存活動事業を実施する日の属する年度の保存活動事業費が30万円に満たない場合あっては1万円とし、30万円以上である場合にあっては3万2千円とする。

（交付の申請）

第6条 規則第5条第1項第5号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 設計図（保存事業に限る。）

(2) 補助事業を実施しようとする箇所を示す写真及び図面（必要とする補助事業内容の場合に限る。）

(3) その他岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める書類

2 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第3号の書類の添付は要しないものとする。

（実績報告）

第7条 規則第16条第1項第2号に規定する書類は、補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料とする。

（補助金の完了前交付）

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業者が財産状況により補助金の交付を受けなければ保存事業を実施できないと教育委員会が認める場合には、交付決

定額の一部を補助事業の着手時に交付できるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行する。